

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター寄付受入規程

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター寄付受入規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）が受ける寄付金品（金銭に限られない。）の会計経理について適正を期することを目的とする。

(寄付受入の原則)

第2条 センターは、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年12月19日法律第93号）第15条各号に規定する業務に対する寄付に限り、これを受けることができる。

2 寄付金品は、センターの総長（以下「総長」という。）において受領するものとする。

(寄付受入の条件)

第3条 センターは、寄付をしようとする者（以下「寄付者」という。）が、寄付に際し次の各号のいずれかに該当する条件を付したときは、寄付を受け入れることができない。

一 寄付により取得した寄付金品を無償で寄付者に譲与または貸与することができること。

二 寄付による研究の結果得られた知的財産等を寄付者に譲渡し、または使用させることができること。

三 寄付金品の使用について、寄付者がその会計を検査することができること。

四 前各号に掲げるもののほか、寄付者がセンターに対して何らかの反対給付を求めることができること。

五 寄付の申出後に、寄付者の一方的な意思表示により、寄付の全部または一部を取り消すことができること。

2 前項に掲げるもののほか、センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄付を受け入れてはならない。

一 寄付金品の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれがある場合

二 寄付者の社会的な立場や信用に問題がある場合

三 その他総長が寄付を受け入れることが適当でないと認める場合

(職員個人への寄付の取扱)

第4条 センターの職員個人がその職務上の研究に対して寄付金品を受領した場合、当該職員は、当該寄付金品をセンターに寄付しなければならない。

2 センターの職員個人が寄付金品を受領した場合において、当該寄付に係る研究をセンターの施設または設備等を使用して実施するときは、当該職員は、当該寄付金品をセンターに寄付しなければならない。

(寄付受入審査委員会)

第5条 寄付受入れの決定は総長が行う。

- 2 総長は、1千万円を超える寄付（寄付の対象が金銭以外の物品である場合は、寄付の申し出があった時点の時価を基準とする。）の受入れについては、センター寄付受入審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て受入れを決定するものとする。ただし、受け入れる寄付金が第7条第2項に係る場合は、すべて委員会の審査を経て受入れを決定するものとする。
- 3 委員会について必要な事項は別に定める。

(寄付の受入)

第6条 総長は、様式1に定める寄付申出書により、寄付の申出を受けるものとする。

- 2 総長は、寄付を受入れることが適当であると認めたときは様式2に定める寄付受入書を、適当でないと認めたときは様式2-2に定める寄付辞退書を、それぞれ寄付申出者に交付するものとする。

(寄付の受領)

第7条 総長は、寄付金を受領したときは、寄付者に対し様式3に定める寄付金領収書を交付するものとする。ただし、寄付の対象が金銭以外の物品である場合は様式3-2に定める寄付受領書を交付するものとする。

- 2 寄付者が寄付金の使途・目的を指定した場合、センターは、様式4に定める寄付金別金銭受払簿を備え、その受払いを記録するものとする。
- 3 寄付者が寄付金の使途・目的を指定しない場合、センターは、当該寄付金をセンターの業務運営の費用として使用するものとする。
- 4 センターは、専用の銀行口座を設けて寄付金を管理するものとする。

(寄付の使用)

第8条 寄付金品は、寄付の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄付金の目的の変更)

第9条 寄付者が寄付金の使途・目的を指定した場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、センターは、当該使途・目的を変更することができる。

- 一 寄付金が使途・目的に沿って使用できないこととなった場合において、研究者等が様式5に定める寄付金使途・目的変更同意依頼書により寄付者の同意を得た上で、様式6に定める寄付金使途・目的変更承認申請書により総長の承認を得たとき。
- 二 当該寄付金の残高が1万円未満となったとき。

(寄付者への報告)

第10条 寄付金を使用した研究が終了したときは、概ね1カ月以内に様式7に定める研究結果概要報告書により、寄付者へ報告するものとする。

(その他)

第11条 寄付金品に係る会計経理についてはこの規程に定めるもののほか、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター会計規程（平成22年規程第32号）その他センターの関係規程等の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規程第78号）

(施行期日)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。